



4月以降使えるごみ袋。この3種類以外のものは使用できません

1月から新しいごみ袋の運用が始まりました。また、3月1日号では、プラスチック類の分別を紹介。これらの効果か、プラスチック類の回収量が増えています。今年度2月までに回収されたプラスチック類は、220トン。前年同期間と比べ54トン、率にして32・8%も増加しています。また、可燃ごみの量も順調に減少。皆さんの分別意識が高まっているのおかげです。市の目標は、

**前年と比べ33%増加  
プラスチックの分別が進む**

3月までは新旧ごみ袋併用期間でしたが、4月以降使えるごみ袋は、上の3種類（それぞれ大小）だけです。古いごみ袋で出されたものは回収できません。

**4月以降使えるごみ袋は  
上の3種類だけ**

**■市内の可燃ごみの量**



新聞や段ボールなどを回収して日用品と交換する民間事業者が活動しています。そのような民間事業者へ資源物を出すときは、張り紙をするなどして見分けが付くようにしてください。

**紙類などの資源物は  
回収先が分かるよう表示を**

昨年度より可燃ごみの量を10%減らすこと。さらに分別を進め、ごみ減量にご協力ください。



**4月から使えるのは新しいごみ袋だけ  
シリーズごみ減量をいかにして成功させるか③**

新しいごみ袋の運用が始まり、早くも3カ月がたちました。皆さんの協力で、プラスチック類の回収量は増え、可燃ごみは減っています。また、3月までは新旧ごみ袋併用期間でしたが、4月から使えるのは新しいごみ袋だけとなります。ご注意ください。【問】市廃棄物対策課（☎72・13334）

**生ごみ処理機やコンポストの購入費を補助**

市は、生ごみを減らすため、市内の店舗で購入した電動生ごみ処理機などの購入費を予算の範囲内で補助しています。柳川庁舎生活環境課、大和・三橋庁舎市民サービス課で申請してください。詳しくは、市公式サイトで確認できます。



□電動・手動生ごみ処理機（1世帯1台まで）

- 補助額 購入費の3分の2（上限5万円）
- 申請方法 購入前に見積書、印鑑を持って市へ申請。購入後の申請は不可
- コンポスト（1世帯2個まで）
- 補助額 購入費の3分の2（1個につき上限4000円）
- 申請方法 購入後に印鑑、通帳、領収書、使用説明

書（パンフレット）を持って市へ申請

- EMバケツ（1世帯2個まで）
- 補助額 1個につき上限2000円
- 申請方法 購入後に印鑑、通帳、領収書、使用説明書（パンフレット）を持って市へ申請
- 【問】同課浄化槽推進係（☎77・8483）

**生ごみ処理機の無料レンタル実施中**

電動生ごみ処理機の便利さを体験してもらうため、最大1カ月の無料レンタルを実施しています。台数には限りがありますので、まずはご連絡ください。

【問】市クリーン連合会事務局（市生活環境課内☎77・8485）



▲電動生ごみ処理機

**中小企業者向けの融資制度を紹介**



**保証料の一部を補給する「保証料補給制度」も実施**

市は、中小企業の安定した経営などを支援するため、経営に必要な資金を融資する制度を設けています。取扱金融機関は、市内の福岡銀行や佐賀銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、大牟田柳川信用金庫、福岡県信用組合です。

また、融資制度を利用するときに、保証協会に支払った保証料の一部を補給する「保証料補給制度」も実施しています。詳しくは、取扱金融機関か市商工・ブランド振興課へ問い合わせてください。

【問】同課商工・企業誘致推進係（☎77・8763）

**■保証料補給制度**

- 要件 ▷借入金を期限内に完済していること▷完済時に事業所が市内にあること▷市税を滞納していないこと
- 給付額 支払った信用保証料の全額（上限30万円）※繰り上げ完済によって、保証協会から保証料の返戻がある場合は、返戻保証料を差し引いた金額
- 申請に必要な書類 保証料補給申請書、完納証明書 ※借入金を完済後、完済日から3カ月以内に申請書を提出。対象者には申請書を送付

**■融資制度**

資金名	対象	融資限度額	融資利率	融資期間【据置期間】
中小企業振興資金	一般的な事業資金が必要な人	2000万円	年1.5% (1.3%)	10年(1年)
小口零細企業資金	小規模企業者で事業資金が必要な人	2000万円	年1.3%	10年(1年)
緊急経営対策資金	一般枠	売上高などが減少している人、セーフティネット保証制度の認定を受けた人	年1.4% (1.2%)	10年(1年)
	特別枠※1	危機関連保証制度の認定を受けた人	年1.2%	10年(1年)
新規創業融資資金	市内で事業を始める人、開業して間もない人	1000万円	年1.3%	10年(1年)

※カッコ内の融資利率は、責任共有制度の対象外となる場合の利率

※1 緊急経営対策資金（特別枠）は経済危機などの発生時に経済産業大臣が指定する期間内に利用できる制度

**運転が不安なら「自主返納」を考えてみませんか**

**免許証自主返納者に1万円分のタクシー利用券を交付**

市は、交通事故の予防対策として、運転免許証の自主返納者にタクシー利用券を交付しています。

- 対象 次の要件全てに該当する人 ▷運転免許証自主返納時に70歳以上▷自主返納時から引き続き市内在住▷申請時点で自主返納から1年以内
- ※運転免許証の有効期限が過ぎ、失効した人や過去に交付を受けた人は対象外
- 内容 市内タクシー会社の利用券1万円分（500円券20枚つづり）
- ※有効期限は交付日から2年間
- 申請に必要なもの 印鑑、運転免許取消通知書（公安委員会発行）

●申請方法 最寄りの警察署や自動車運転免許試験場で自主返納手続きをして、運転免許取消通知書を発行してもらった後、市役所柳川庁舎3階総務課または大和・三橋市民サービス課に必要なものを持って申請

**お買い物券がもらえます**

柳川おもてなしカード会は、自動車の運転免許証を返納した高齢者に「やなば加盟店で使えるお買い物券」2000円分を進呈しています。

【問】市総務課安全安心係（☎77・8152）

